



十 十		九 八		七		六		五																									
一	口	イ	イ	口	イ	口	イ	イ	札																								
利	札	非	入	札	非	入	札	非	札																								
初	発	競	入	発	競	入	発	競	入																								
期	行	争	札	行	争	札	行	争	行																								
利	行	入	発	行	入	発	行	入	行																								
子	率	入	行	行	入	行	行	入	行																								
率	率	入	行	行	入	行	行	入	行																								
金	と	平	年	額	以	額	平	円	五	百	百	五	一	八	い	に	関	の	平	一	付	一	融	一	付	一	の	る	億	額	割		
額	し	成	〇	面	上	面	成	、	万	円	十	万	兆	百	て	基	す	た	成	億	国	項	資	兆	国	項	の	財	円	面	り		
を	、	十	一	金	の	金	十	億	、	十	億	千	五	万	、	づ	る	め	十	円	債	の	千	七	に	規	等	運	う	当	て		
支	次	五	一	額	そ	額	四	万	、	四	億	八	千	八	面	き	法	の	年	に	に	規	百	七	に	に	営	、	兆	、	る		
払	の	年	パ	百	れ	百	八	、	万	千	百	百	六	億	金	発	律	公	度	お	て	に	基	八	は	基	の	す	成	十	五		
う	算	二	ー	円	ぞ	円	月	、	百	七	十	八	千	八	で	行	第	の	に	お	は	づ	十	七	は	づ	る	め	の	四	千	七	
。た	に	月	セ	に	れ	に	二	、	万	十	億	千	八	千	百	九	第	一	の	け	、	額	法	億	、	計	法	の	公	年	七	百	八
だ	よ	二	ン	つ	の	つ	十	、	万	八	万	千	六	千	十	付	条	の	行	る	額	第	十	億	十	七	法	律	公	債	の	八	十
し	り	日	ト	き	の	き	日	、	万	八	万	千	七	千	十	国	項	の	特	の	財	面	十	億	、	法	第	二	の	債	の	八	十
、算	算	を		百	必	百	の	、	万	八	万	千	七	千	億	債	規	例	政	運	額	金	十	億	、	法	第	二	の	債	の	八	十
支	払	支		円	募	円	六	千	万	千	六	十	七	十	十	に	定	に	営	営	で	利	第	一	、	法	第	二	の	債	の	八	十
払	し	払		十	価	十	種	万	六	千	六	十	七	十	千	つ	定	に	営	営	で	利	第	一	、	法	第	二	の	債	の	八	十
期	た	期		二	格	一		万	六	千	六	十	七	十	千	つ	定	に	営	営	で	利	第	一	、	法	第	二	の	債	の	八	十

十二	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加	払込期日
----	------	------	-----	-----	------	------

毎 年 二 月 二 十 日 及 び 八 月 二 十 日  
 を 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お い  
 て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
 利 子 を 支 払 う。  
 平 成 十 六 年 八 月 二 十 日  
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
 日 本 銀 行 の 本 店、 支 店、 代 理 店、  
 国 債 代 理 店 及 び 国 債 元 利 金 支 払  
 取 扱 店 並 び に 取 扱 郵 便 局  
 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{登録金額}}{100} \times \frac{1}{2}$$

が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は、  
 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下、  
 次 号 及 び 第 十 三 号 に お い て 規 定  
 す る 期 日 に つ い て 同 じ。 )。

平成十四年八月二十日